

## 大学評価と大学図書館

土屋俊(大学改革支援・学位授与機構)

日本の大学図書館の現状を分析、理解し、その将来の姿を考えるためには、大学図書館が置かれている大学という環境、さらには一般的に「高等教育」と呼ばれる教育活動全般の状況について理解を深めることが必要である。また、大学は高等教育だけでなく、社会的役割として学術研究を担うことが不可欠のこととして認識されてきた以上、研究成果の発表による学術の進歩を目的とする学術情報流通がオンライン化した結果として大学図書館ないし学術図書館に大きな変化を無視することはできない。この二つ、つまり高等教育と学術研究という2つの視点から考えることが大学図書館の理解と展望について不可欠である。とはいえ、このこと自体は自明であるかもしれないので、この講義では、大学に対する評価をするという営為の背景と現状を踏まえ、高等教育と学術研究の質保証の仕組みを概観しつつ、大学図書館との関係を論じる。また、令和4年10月の大学設置基準の改正における大学図書館に関わる条項の改正は、30年以上を経てひさかたぶりのものであるだけでなく、以上の状況認識を一見反映しているようにも思われるので、この改正について論じる。

### 大学をなぜ「評価」するのか

大学は20世紀後半に至るまで「評価」の対象ではなかったが、評価が求められ、それ正当化されるようになった背景には以下の4つの脈絡がある。

- a 大学教育の質保証
- b 公的活動への資源配分とその正当化
- c 高等教育サービスを消費する「学生」とその費用負担者のための情報提供の必要性
- d (20世紀末から21世紀にかけて)大学を改革すべきであり、「評価をすると良くなる」という神話、あるいは脅し

### 大学評価は、なぜ、高等教育の質保証と関連づけられるのか

「大学評価」と呼ばれる活動は、以上のようなさまざまな動機が交錯しながら、いくつかの類型に分けられるが、どの場合も「質」が評価の対象となっている。その理由は何だろうか。

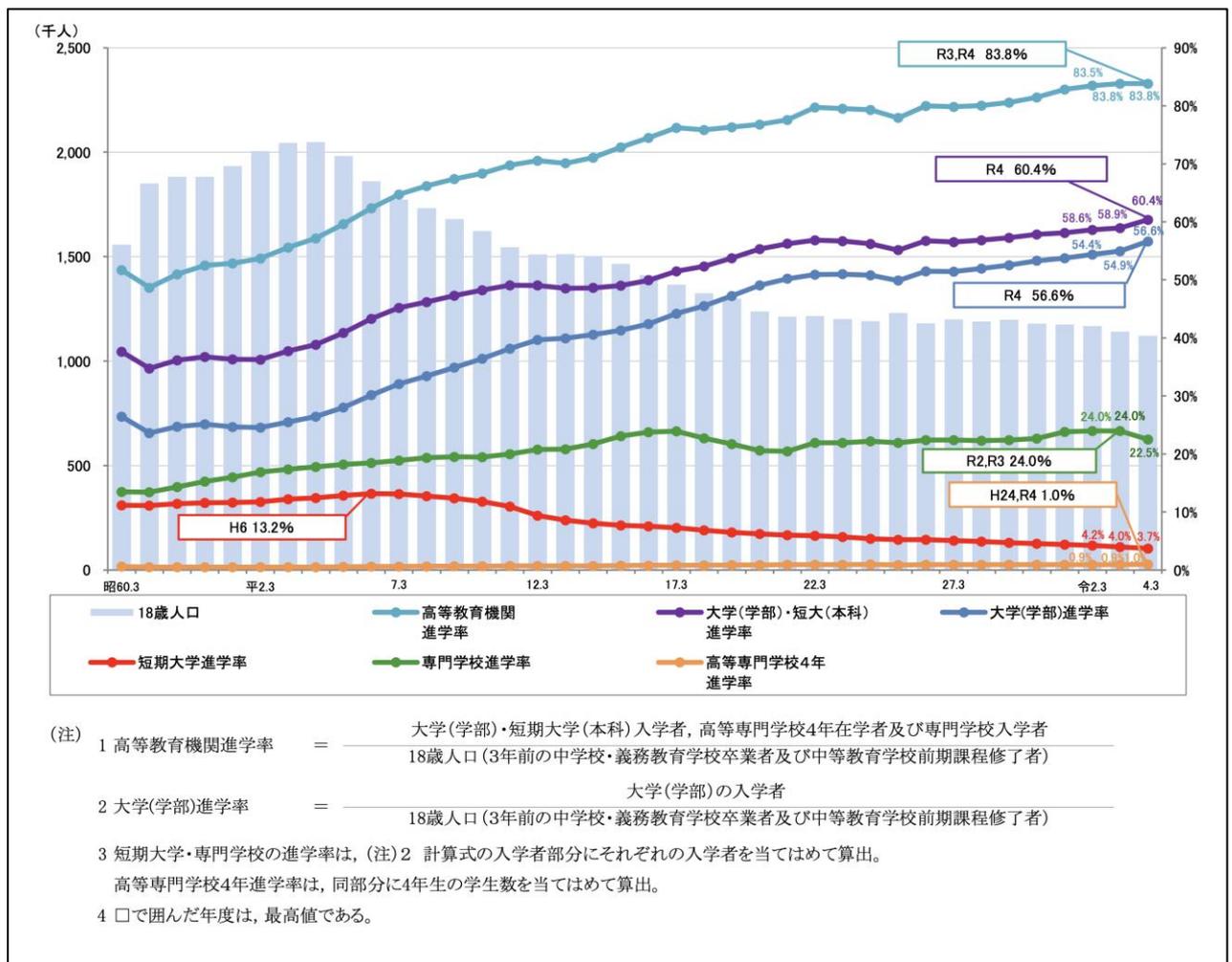
1. 評価するという以上は、成果や結果そのものではなく、評価の時点で内在する性質について判断したい。たとえば、「研究力」「教育力」のような「能力」を知りたい。一般に「能力の測定は難しい。「割れ易さ」は割っただけでは測定できない。
2. 高等教育は、社会全体の中でさまざまに異なる関心に基づいて注目されている。その関心によって「質」の性格が異なることになる。したがって、「質」とされる属性はその質を享受する集団ごとに異なる。たとえば、自動車の移動能力(速度)、運搬能力、安全性などの質は相互独立に評価されることになる。
3. そしてなによりもまず、「質」の劣化を予想させる事情が数多く存在する。

(ア) 学生数の増加 (イ) 学校数の増加 (ウ) 就業の状況

(ア)については、次頁の図がよく参照される。

## 世界の中で現代日本の大学に問われる質と各種の評価制度との関係

1. ここ 25 年、大学(短大、大学院含む)在学者数はほぼ変化なし(約 300 万人)で、実際、私学倒産もほとんどない。2022 年度大学+短大の進学率 60.4%、大学(学部)・短大・専門学校進学率(現役)は 83.8%。また、2022 年度の 4 年制大学の入学者約 62.9 万人(うち、一般選抜は約 30.8 万人。つまり半数以下)⇒たくさんの人が行くたくさんの大学における学習(学生の経験)の最低の質を保証することが必要となってきた。このような大学教育サービスの質(あるいは品質)の管理、保証が、日本においても、あるいは先進国全般において社会的に求められるようになったのが、1980 年代から 90 年代にかけてであり、日本においては、2002 年に(大学機関別)認証評価が学校教育法の改正によって制度化された。



2. 労働市場の国際化、社会の知識化を前提として、(大学教育は高度に知的な労働者を生み出すので)大学教育市場が「グローバル化」しつつあると考えられている(「大学の国際化」)。現実には先進国の大学生の 10%から 20%は「留学生」(日本は、例外で、300 万人の学生のうち十万人強にとどまる)となっている。1980 年代から、学生の流動性が高まり、かつ、東西冷戦体制の崩壊や、ヨーロッパを典型とする地域内統合によってその労働市場の国際化を円滑にするためには、労働市場に人材を供給する各国の教育制度が相互に信頼することができることが求められることになった。それぞれの教育制度とその実施の信頼性を担保するためには、国ごとに異なる教育制度において各教育機関が期待される教

育を提供していることの保証が求められてきた。学生については、学習の成果としての修得「単位」の質の保証が必要であり、単位の集積によって得られる大学卒業の資格が就業のための資格として国際的に重要な意味を与えられることになった。また、大学において教育に従事する教育者となった研究者については、学術研究の普遍性を考慮すれば、よりよい研究環境を求めて研究者・教員は移動する(はず)と考えられている。

3. 高等教育はそれを享受したものの社会に対して貢献することを期待されているという意味で公的な性格をもつだけでなく、ほとんどの国で公的資金がなんかの形で利用されている(日本では、国公立大学法人への運営費交付金や私学への経常費助成。さらに、日本学生支援機構(JASSO)による奨学金も学生が負担する学生納付金という形で大学等の運営を支えるという意味では公的資金の投入であろう)。この結果として日本では、国公立大学について配分の正当化とその検証のために資金投下の成果としての教育研究の評価の必要性が明白となり、さらに、評価結果をもとにして配分を決定することが当然と考えられるようになり、日本では、国立大学については文部科学大臣による評価、公立大学については大学を設置する法人を設立する(多くの場合地方公共団体である)団体の長による評価が導入されている。
4. 実際、経済規模としては、公的財政による支出と私的な家計による支出をあわせて、[(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学授業料+自治体補助)+研究助成]が高等教育機関にはいって(4兆円以上)、その相当部分が教職員の人件費であるが、これに見合う成果をあげているかは検証を必要があると考えられる。ただし、私立大学については、ある種の市場原理が期待されているためか、この観点からの評価は大学経営の継続性という形で事後的な検証に委ねられている。
5. さらに、21世紀になり、18歳人口の半数以上が4年制大学に進学、その他の教育機関(専門学校、省庁立大学校等)を含めると8割が中等教育終了後も就学し、一般的にその修了を経て就業する状況になると、高等教育をそもそも「高等」なものであるとすること自体が問題視されることになった。そのために、海外(とくに国際機関)においては、大学等における教育を“higher” education と範疇化することを避け、“postsecondary” education(たとえば、米国)、“tertiary” education(たとえば、OECD)などと呼称し、初中等教育における教育活動に継続して行われるという特徴づけにとどめるようになっている。
6. しかし、それにもかかわらず、生涯学習や成人教育という観点からの分析が別途必要であるものの、大学卒業後に「就職」「就業」することが一般的である以上、就業準備機関としての大学が、そもそも、その修了者についてどのような知識・能力の持ち主であることを保証できるのかを示す必要が強く認識されるようになった。日本ではこの認識は、2010年代から20年にかけて自覚的なものとなり、令和4年10月の大学設置基準等の改正に繋がっている。この状況を一般化して述べるならば、大学教育が知識基盤社会における就業者を提供し得ているかを社会として確認することを求めていると考えられる。
7. 大学制度については、高等教育サービスに対する需要をもつ「学生」が、そのサービスの消費者であるとする理解が存在する。このモデルは、「学生消費者主義(student consumerism)」と呼ばれ、1960年にベビーブームによって大学生数が一気に増加した米国に発祥するものであり、個々のサービス供

給者 “higher education (service) provider”について、教育サービス商品の質を知り、個別機関のサービスを比較してどこの商品を購入したか(「どの大学に行きたいか」)を決めたいという当然の要求が生じる。また、このモデルによれば、消費者保護の観点からのサービス品質保証が必要である(たとえば、かつての電話のユニバーサルサービス論とか、薬品の規制とか、近年では医療サービスとか)。前者の必要性は、米国において *US News and World Report* によるカレッジや大学院の「ランキング」事業を生み、21世紀になってからは、上海交通大学の *World Research University Ranking* に端を発し、*Times Higher Education* 等による「ランキングビジネス」を生み出し、また、日本では、発端は初中等教育界にあるにせよ、「偏差値」による序列化と称せられるものにつながっている。

8. 大学で行なわれる研究活動に本来国境はないが、資金はほとんどすべて公的資金であるので、(学術研究成果がそのまま直接的に社会に還元されうべきか、され得るかという議論は別にして) 少なくとも一定の還元を求める圧力は存在するので、研究の学術的価値だけでなく、社会的、経済的影響についても把握する必要があるという議論も存在する。
9. 教育機関としての大学という認識が社会においても、大学関係者間でも一般的になることによって「大学教員は研究者でなければならない」ということの社会的承認の自明性は失われたと考えてよい。それは、大学では研究と教育が行なわれるといういわゆる「フンボルト理念」の自明性の喪失であるとも言える。その流れは、逆の方向に強化され、教員に対して教育能力の保証する要求となり、もともと、ファカルティ・デベロプメントは大学にとっての義務となっている。したがって、教育の質を保証するという観点から、教育に従事する職員、また、その活動を補助、支援する職員の質も問題としてもとらえられることになる。
10. そもそも大学は存続のために規模を拡大する(授業料は前払い払い戻しなし、原則ディスカウントはない)。一般的に、巨大な組織は官僚化する(とりわけ、大学は公平性、客観性を重視して入学者選抜、成績評価、卒業判定を行なう建前なので、規則の山ができる)。しかし、官僚化した組織は自己保存を自己目的として、規則と前例を盾にとって自ら変革しないことが予想される。このことから、外部からの監視が必要であると考えられ、大学の質保証のあり方として、日本では自己点検・評価から、外部者による自己点検・評価の検証を経て、第三者評価機関による評価が、1990年代から21世紀にかけて導入されることになった。

これらの展開は諸外国においても、どのように重点を配分するかは異なりながら、同様の動向となっている。

要するに、大学評価は以下の必要性の認識の結果求められている

1. 大学における学生の経験の質と大学教育が生み出す人材の質の保証
2. 資源配分の客観的根拠の確立と検証
3. (以上を含めて、)一般的な社会的な説明責任の履行
4. 各大学の経営の基礎となり、改善、発展の前提となる客観的認識と客観的評価
5. 日本の高等教育の「国際的通用性」の確保

## 現代の日本における大学評価の現在に至る背景

現代の日本における大学評価の現在に至る展開の概略を負うと以下のようなものとなる。

## 第二次世界大戦後の大学改革

1. 進駐軍(GHQ)民間情報教育局(CIE)教育課による教育民主化政策の一環としての大学改革(1946年から47年) ⇒ アメリカにおける accreditation 機関による「適格認定」方式の導入を構想
2. あわせて、「大学基準」と大学基準協会(1947) ⇒ 国立、公立、私立に対して同一の基準によって大学としての認定を与える仕組みへの模索(旧制大学の特権の剥奪?)
3. この過程で、CIE、文部省、教育刷新委員会、米国教育使節団、日本側大学関係者(旧帝大側、それ以外)などの相互関係が複雑に関係していた。

### 「大学設置基準」の施行と相互評価の形骸化ないし消滅、そして、新設大学増から設置審査至上主義

1. 1956年文部省令「大学設置基準」施行によって、文部省が設置する大学設置審議会による厳格な事前審査による設置認可制度が開始
2. 戦後の方向性であったはずの大学の相互評価による自律的な質保証という考え方がなくなり(?)、文部省(およびその審議会を使った)による設置審査が大学政策の中心となった。⇒ 文部省による国立大学の設置政策(筑波大学、「技術科学」大学、新構想教育大学、2大学院大学等)、定員管理(たとえば、1980年代国立大学における臨時増員募集)、および「入試改革」(大学共通第一次学力試験(1979-1989)、大学入試センター試験(大学共通第一次学力試験(1979-1989)、大学入試センター試験(1990-2020)、大学入学共通テスト(2021-)、選抜方法の多様化)
3. 大学紛争(1968年)
4. 今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申) (中央教育審議会第22回答申(昭和46年6月11日、諮問は昭和42年)第3章の第2

#### 7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

(略)

高等教育機関の管理運営については、その内部組織の割拠を避けるとともに、学の内外におけるさまざまな影響力によって、その教育・研究の一体的・効率的な活動が妨げられることなく、自主的・自律的に運営できる体制を確立すべきである。そのためには、教務・財務・人事・学生指導などの全学的な重要事項については、学長・副学長を中心とする中枢的な管理機関による計画・調整・評価の機能を重視するように改善を加える必要がある。また、そのための適当な機関に学外の有識者を加えたり、適当な領域の問題について学生の声を聞いたりして、管理運営を積極的に改善する契機とすることもくふうすべきである。

5. 1970年度から私学助成、1975年私学振興助成法制定 ⇒ 国による私立大学への関与の強化
6. 高等教育学生数の増加(入学者数1960年に約20万人 ⇒ 1980年に約60万人 ⇒ 2000年に約74万人。ピークは、1990年代前半で約80万人)
7. 1970年代から80年代において、大学進学者の増加による「大学の大衆化」「レジャーランド化」
8. 底流として、さまざまな資格制度とのせめぎあい(戦前以来、教職の課程認定だけが例外)

### 自己点検・評価と外部評価(臨教審⇒大学審議会)

1. 臨時教育審議会の設置(1984) ⇒ 文部省外からの改革圧力(「センター試験」、「大学設置基準大綱化」(実現)「法人化」(非実現)などさまざまな提案、それを受けたさまざまな議論)
2. 臨教審第二次答申(昭和61年4月23日)(抜粋)における評価制度の導入提言

(前略)

(6)大学の評価と大学情報の公開

(ア)大学は自己の教育、研究および社会的寄与について検証する。

(イ)大学の教育、研究等の状況について国の内外に情報を公開する。

(後略)

3. 大学審議会は、「日本の高等教育の基本的な在り方を審議することを主たる目的」とする。
4. **大学設置基準大綱化**(学校教育法、関係政令、省令改正によって1991年実施) ⇒ 従来詳細に定められていた教育課程(たとえば、教養課程における単位の配分)などの基準の詳細の部分が削除され、基準の要件が緩和された一方で、教育研究の質の保証を大学自身に求めるという方針の下、大学による自己点検・評価が大学設置基準に努力義務として追加。
5. 大学審議会答申(1998年10月)において「大学に対する外部の第三者による評価の義務づけ」がなされる。ただし、「外部の第三者」としては、大学側が選考、任命していたという実態 ⇒ 「開かれた大学」、具体的にはステークホルダーの関与への方向性 ⇒ 大学評価・学位授与機構の設置(2000年4月、国立学校設置法による)

(教育の)質保証のための第三者評価(「認証評価機関による評価」=「認証評価」の開始)

1. 学校教育法の改正(2002年) ⇒ 全大学が、国から認証された第三者評価機関(認証評価機関)による機関別の評価を受けることが義務化(資料参照)
2. 中央教育審議会答申(2002年8月)『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』⇒ 学校教育法の改正(2004年4月施行)。目的は2つ：
  - i. 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
  - ii. 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
3. 認証評価の開始(2004年) ⇒ 財団法人大学基準協会(2004年度から「加盟判定」「資格判定」から切り替えて)、財団法人日本高等教育評価機構(2004年度から)、大学評価・学位授与機構(2005年度から)大学評価・学位授与機構の独立行政法人化(2004年4月)。同じ時に、国立大学法人化(2004年4月)

学校教育法(抜粋、下線は土屋)

**第九十九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

**2** 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。(以下略)

**3** 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。(以下略)

**4** 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

**第一百条** 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。(第2項以下略)

また、平成29年の学校教育法改正(平成31年4月施行)によって、第83条の2の追加により「専門職大学」が新たに規定されことに伴う第109条第3項が改正された。一見、専門職大学院のみの規定が一般化されたように見えるが、かなり本質的な変更になっているとも考えられる。

4. 令和元年改正には、学校教育法が改正され(令和2年4月施行)、第109条に以下のように第5項から第7項までが追加されることになった。
- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適(新設)合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。
5. また、平成28年3月には、省令のレベルではあるが、以下のように大きな変更が加えられている。
- 学校教育法施行規則第165条の2の新設 ⇒ いわゆる「3ポリシー策定の義務化」  
大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。
    - 一 卒業の認定に関する方針
    - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
    - 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。
  - 学校教育法施行規則第172条の2の改正  
大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
    - 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
  - 学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正  
第一条第二項第一号を次のように改める。
    - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
      - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
      - ロ 教員組織に関すること。
      - ハ 教育課程に関すること。
      - ニ 施設及び設備に関すること。
      - ホ 事務組織に関すること。(ここまでは、大学設置基準的内容)
      - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
        - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。(ここまでは、学校教育法施行規則的内容)
        - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。(細目省令独自)
        - リ 財務に関すること。
        - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

第一条第二項第二号を次のように改める。

二 前号ちに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

第一条第二項第三号を次のように改める。

三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

## 現在の日本における大学評価事業の状況

### 「認証評価」の基本的考え方（大学改革支援・学位授与機構の場合 2023 年度段階）

以下では、大学改革支援・学位授与機構が実施している大学機関別認証評価の目的、基本的な方針、基準を掲載する。

#### 大学機関別認証評価の目的

1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

#### 基本的な方針

1. 大学評価基準の策定
2. 教育活動を中心とした評価
3. 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価
4. 内部質保証の重視
5. 学習成果を重視した評価
6. 大学関係者等による公正な評価
7. 国際的な質保証の動向との整合性

#### 基準

どのような事項について認証評価しなければならないかは、上記細目省令第1条第2項において定められている。各評価機関は、さらに独自の立場から評価基準を定めている。大学改革支援・学位授与機構が平成31年(令和元年、2019年)以降の大学機関別認証評価のために定めた大学評価基準は以下の基準からなる。

##### 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

※ 「大学等の目的」：大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

##### 領域 2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

### 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 領域 5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

### 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

### 評価の方法: 書面調査と訪問調査

- 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、教職員（責任者、一般）との面談、学生・卒業生その他ステークホルダーとの面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。

- 評価結果を確定することに先立って、大学が意見を申し立てる機会を設ける。
- 評価結果は通知し、公表する。

## 日本の認証評価制度の特徴

- 「機関別」のみを法制化している(「プログラム評価」に関する規定はない(法制化しているとは限らないが)。専門職大学・専門職大学院はプログラム評価に近い)。これは(アングロ・サクソンを除くと)めずらしい。
- 制度発足から2サイクル14年を経て、「適合認定」がようやく定義されている。それまでは、高等教育制度において「評価結果」に実質的意味はなかった。ただし、「教育研究活動の総合的状況が大学評価基準に適合していると認定されなかった」大学への措置は、資料、報告を文部科学大臣が要求するにとどまる。さらに依然として、評価を受けない大学に対する処置は決まっていない。
- くわえて、複数機関が異なる大学評価基準を定めて「競争的に」行なっている。国の高等教育システム総体としての質保証を行なうにせよ、国のシステムに属する高等教育機関としての個々の大学の(ボトムラインの)質保証を行なうにせよ、システムとしての基準の統一がないので国際的にはややわかりにくい。
- 認証評価機関に対する評価制度(たとえば、国際的団体による第三者評価や国内団体相互の評価などの仕組み)が存在していない。平成28年の細目省令の改正によって、認証評価機関に自己点検・評価の実施とその結果の公表が義務づけられているにとどまる。

8.

## 運営費交付金配分の検証と改善のための国立大学法人評価

1. 国立大学法人化 ⇒ 国立大学法人評価の必要性
  - i. 国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること(国立大学法人法)。
  - ii.
  - iii. 機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する(機構法)。
2. 評価自体は、文部科学省における国立大学法人評価委員会が行ない、大学評価・学位授与機構は「大学等の教育研究活動等の状況」を提供する。
3. 文部科学大臣が示す第1期中期目標を達成するための文部科学大臣が認可した中期計画に関する国立大学法人評価は2011年度に完了した ⇒ 運営費交付金への反映はあったが、微弱と認識されている。
4. 第2期中期目標期間に対する評価は、2016年度に実施された。第3期中期目標期間に対する評価では、第4期中期目標・計画の策定に資するために4年目終了時評価が再導入され2020年度に実施された(ただし、コロナウィルス感染症拡大のため実際の実施、結果の通知・公表は2、3ヶ月遅れた)。  
国立大学法人は中期目標管理の独立行政法人であることを基本的に維持している。

## それ以外の「大学」評価

1. 短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価 ⇒ 大学機関別評価に準じる(学校教育法に定められている)

## 2. 「分野別」評価

- (ア) 専門職大学認証評価 ⇒ 2017年改正の学校教育法第109条第3項の定めによる。
- (イ) 専門職大学院認証評価(法科大学院等) ⇒ 改正前から学校教育法第109条第3項の定めによる。
- (ウ) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価が機構に要請する国立大学教育研究評価においてが独自に立案する「学部研究科等の現況分析」
- (エ) 職能団体等によるプログラムの適格判定
  - i. 米国における ABA によるロースクール、ALA による図書館情報学修士(MLIS 等)課程認証、AACSB によるビジネススクールなどのアクレディテーション、ABET による工学系プログラムアクレディテーション、EAVES による獣医師養成課程のアクレディテーション
  - ii. 日本技術者教育認定機構(JABEE)による理学、工学、農学分野の評価、日本医学教育認証評価評議会(Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME)、薬学教育評価機構(JABPE)などによる「プログラム」認定などがあるが、ここでは国際的枠組みが大きな影響をもつ(JABEE は、Washington Accord 等の条約等によって日本における唯一の国際的に通用する評価の位置づけ、JACME は、ECFMG (Educational Commission for Foreign Medical Graduates) への対応がきっかけとなり、世界医学教育連盟 (WFME) の認証を受けている)
  - iii. ALA(アメリカ図書館協会)による大学図書館の認定

## 3. 「分野」(機能)別評価(教養教育、地域貢献などの分野について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授業機構が行なった試行評価、同じく「選択的評価事項」、2012年度からの「選択的評価」 ⇒ 「機能別評価」

## 4. 研究評価

- i. 国立大学法人評価の現況分析においては、学部・研究科ごとに教育と**研究**について状況の評価する(段階判定)。第2期、第3期の評価においては、Scopus に基づく引用数パーセンタイル、掲載雑誌平均引用数パーセンタイルを研究業績判定担当評価者に提供
  - ii. 研究資金配分等におけるプロジェクト評価があるが、機関の評価は行わない
  - iii.
- ## 5. メディアやその他の団体による「大学ランキング」: 少数の評価項目を定め、それぞれについて客観的な指標、主観的評定を収集して評点化したのち項目ごとに重みをつけて評点を加算したスカラー値によって順位(ランク)づけする
- i. アメリカのもの: US News & World Report(1983)(これはもっぱら教育、高校生の進学先決定に影響することを意図されている。)
  - ii. 上海交通大学の Academic Ranking of World Universities(2003)に端を発し、THE, QS などに展開した。
  - iii. 国内的なもの: 予備校による偏差値ランク; 朝日新聞社、東洋経済、日経などのメディア系、さらにベネッセ/THE(2017)

## 教育情報の「公表」 — 臨教審以来のもうひとつの課題

1. 「象牙の塔」という認識から、「開かれた」大学へ
2. 運営費交付金・私学助成に対する社会的説明責任

3. 消費者としての学生に対する商品としての高等教育の機能・性能・品質の保証
4. 学術と雇用における国際的流動性の基礎的情報の提供
5. (多分)以上から、**2011年4月から教育情報の公表の義務化**(資料参照)
6. 「大学ポートレート」の稼動(2014年10月)、前途は多難だが。

## 評価における大学図書館

### 評価対象としての大学図書館

1. 大学の一部としての大学図書館は、それ自体が大学評価において対象となることは少ない。
2. 教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
  - i. 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は大学設置基準による)
  - ii. その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
3. 建物、保存庫としての図書館の印象が残っている(下記令和4年改正前設置基準参照) ⇒ 自己評価書にも所蔵数などをただ書いてあることが多い(各図書館「概要」のそのままの引き写し(?)。大学改革支援・学位授与機構は、学術情報基盤実態調査提出内容で代替することを認めているが、しばしば数字に一貫性がない。) ⇒ 本部から「作文」依頼を投げられたときに何を依頼されたのかを自覚的に検討すべき。
4. 要するに、現在および近未来では教育の本質的要素としての位置づけは、自己評価の中に(それほど明示的には)現われない仕組み。研究においても同様というか、それ以上に価値がなく感じられる(「外国雑誌」の扱いにおいて然り)。
5. 大学図書館自身も、大学評価における図書館の「位置」についてはあまり考えてきていない。かつては、大学基準協会による大学図書館基準(昭和二七年六月一七日)があったが、最近改正が昭和五七年五月一八日なことから、そのあと真面目に考えられていないことを推して知るべし。

### 大学図書館の基準としての大学設置基準第36条及び第38条

令和4年10月大学設置基準の改正(即日施行)で一定の変更があった。前回の大きな変更は、平成3年1991年のいわゆる「大学設置基準の大綱化」。ただし、この改正では、所要の蔵書数などの数値基準が撤廃されたけれども第3項、第4項のような細かい規定が追加されてもいる。

**【資料 令和4年改正前の大学設置基準抜粋(太字で改正の趣旨(改正通知記載事項)を示す。)]**

**第三十六条** 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

(校地の面積)

**第三十七条** (略)

(校舎の面積)

**第三十七条の二** (略)

**第三十八条** 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。(⇒ 「紙の図書のみを想定したような規定を見直し」)

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。(⇒ 「紙の図書のみを想定したような規定を見直し」)

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。(⇒ 削除)

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。(⇒ 削除)

平成4年10月の設置基準改正によって、第36条と第38条は以下のとおりとなった。左欄に旧基準、右欄に新基準を示す。変更の重要箇所、趣旨の部分は赤字で示す。最左欄には改正通知の該当項目を示す。削除された項の対応部分は黄色網掛けで示す。第36条の第2項と第3項の順序が変更されていることを矢印で示す(第4項の語順変更にも注意)。

(校舎) 第三十六条	大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。 <b>ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</b> 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室	(校舎) 第三十六条	大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 <b>号を削る</b>	1(1)⑤ ウ
---------------	---	---------------	--	------------

第2項	研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。		第2項	教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。	同上
第3項	教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。		第3項	研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。	同上
第4項	校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。	項を削る			同上
第5項	大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。	項を削る			同上
第6項	夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、 <b>研究室、教室、図書館</b> その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。		第4項	夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、 <b>教室、研究室、図書館</b> その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。	同上

<p>(教育研究上必要な資料及び図書館) 第三十八条</p>	<p>大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p>	<p>(教育研究上必要な資料及び図書館) 第三十八条</p>	<p>大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p>	<p>1(1)⑤ エ</p>
	<p>図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p>		<p>図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムを整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>第3項</p>	<p>図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p>		<p>図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p>	<p>1(1)⑤ エ</p>
<p>第4項</p>	<p>図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p>	<p>項を削る</p>		<p>同上</p>

第5項	前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。	項を削る		同上
-----	--	------	--	----

### 「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」と令和4年度大学設置基準改正

- 戦後の教育改革におけるアメリカ式「単位」(credit hour)制度の導入によって、講義1単位は45時間の学修を要する内容(第21条第2項柱書)で、大学は1単位を授与するためには15時間(以上)の授業を要することとなっていた(同項第1号～第3号)。したがって、授業時間が15時間である科目ごとに30時間分の自習が必要なはずであり、すくなくとも閲覧室については量的基準が示されていた。第二次世界大戦終了直後においては、自習のための施設などが私立大学を中心に不十分であったので、弾力的に運用しており、またかつてあった「大学図書館基準」(大学基準協会、1952年。最終改訂1982年)でも量的な基準は示されなかった。大学設置基準でも、大綱化のあと閲覧室について、量的基準がなくなっている。しかし、今後は1単位45時間は国際的な観点からも大学としては維持すると考えられ、かつ、さらに重要なこととして、第21条第2項も、「前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。」と、大学が決める余地が増えたものの、1単位を授与するために大学は最低(おおむね?)15時間の授業をすることが求められている。したがって、授業時間外の学習機会を保証する義務が大学には発生していると考えられる。ところが、前述のとおり第38条の改正によって「閲覧室」を設置するか否かについても大学の裁量にまかされているかのような記述となっている。
- しかし、大学教育においては、近年とくに教育支援、学習支援機能を強化することが強調されるようになってきており、大学図書館も「ラーニング・コモンズ」等の設立によって、21世紀になってから、とくに2010年ころ以降その方向を支えてきた。しかし、これらの取組が大学機関別認証評価において重視されることは、以上の経緯から予想できない。しかし、大学教育を語るキーワードが「教育」から「学習」への用語の変化に注目すべきであり、かつ、審議会等の各種文書において「学生の立場からの大学改革」が求められている。このことは、図書館における学習支援を考えるとき、教員の教育を支援するのではなく、学生の学習を支援する機能として(「授業」だって、学生の学習を支援しているにすぎないとも考えられる)。しかしこの点を正当に評価させるのはさらに困難であるかもしれない。
- 電子的資源による学習支援の重要性(Learning management system(LMS))とか、Learning portfolioとか。しかし、認証評価においてはますます目立たない。
- 学習成果(Learning outcomes)へのシフト：「課程」修了から単位認定という形式の社会的な通用性の

問題(一見、「単位実質化」論と不整合だが)。⇒ 就業準備としての高等教育という観点からは社会的要請は明確。(the specification of what a student should learn as the result of a period of specified and supported study.) つまり、授業の質でなく学生の学習の成果に重点が置かれている。他方で、学習成果をあまりまじめに考えすぎると、いまや人口の8割を占める大学修了者の質の保証を求められる(無理!)なので、むしろ、学習時間などによる高等教育機関としての学習機会提供義務履行を担保とする方向もある(米国連邦教育省、日本の文部科学省諸審議会等) ⇒ 平成27年度の

5. ただし、図書館の貢献が求められている分野であるが、自己評価にどのように寄与できるかは不明であるので、図書館から、ないし、図書館的立場からの理論構築が必要となっている。

### 大学図書館に関する評価事業(自己点検・評価、LibQUAL+)

1. 1990年代の国立大学においては自己点検・評価は実施されていたが、しだいにマンネリ化していった。
2. 設置基準大綱化、認証評価・法人評価の時代になって、図書館の主体的役割が学内で十分に評価されなくなっていく。「電子ジャーナル」で存在認知はあったが、教育、研究実施のための不可欠要素とは考えられていなかった。
3. ARLのLibQUAL+導入の試み(SERVQUAL(サービスの質の評価方法)の図書館サービス評価への応用。顧客期待度と実際経験とのギャップを測定) ⇒ 筑波大における研究、東北大、千葉大における試行、慶應義塾大学・丸善の企画 ⇒ 根付いていないといつてよい(参考: 佐藤義則: LibQUAL+™の展開と図書館サービスの品質評価, カレントアウェアネス, No 280, 2004.)

### 大学の自己評価における図書館の役割

1. 学習支援サービスは、一般的に「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」に貢献するものであり、かつその貢献が期待されているが、それらを明示的に図書館に帰属させることはきわめて困難。⇒ 相当の努力が必要
2. 研究支援サービスは、資源確保にとどまってしまう可能性が高いが、研究評価サービスは、図書館の専門的技能の活用としては自然かもしれない。しかし、それを「嫌い」な教員は存在。
3. ClarivateによるInCite。Elsevierの商品であるSciVal。この両者は、大学の(研究)評価(コンサルティング)を業務の一部としはじめている。もとねたは、かれらのデータベース(とくに、Elsevierの動向は重要)。(ついでながら、OCLCによるClarivateの告知。2022年6月)
4. 教育情報公表の観点からは、教員研究業績のかなりが、これらの出版側サービスで捕捉されていることを考慮すると図書館の寄与は可能 ⇒ Institutional Research
5. 図書館はほとんど唯一、学生が授業時間外で自主的に学習しつつも管理された空間であるという特性をもつ ⇒ 千葉大学アカデミック・リンク・センターによる調査研究(各種の定点観測プロジェクトとインタビュー等、とくに成績情報と接続した分析)
6. これらの業務は、利用者支援ではなく、大学経営支援であることから、大学図書館と大学との関係を考える際に重要なポイント。

### しかし、大学図書館の将来を考えるには評価の観点は不可欠

1. 「基準」が必要。基準は画一化をもたらすものではなく、コミュニティとしてサービスの質およびそれを可能にする環境(ヒト・モノ・カネ)の整備に関する共通理解を表現しているものであるはず。
2. 「指標」が必要。基準は、抽象的かつ専門的表現(ジャーゴン)を使って表現されがち(コミュニティと

しての共通理解である以上、当然それでよい)。しかし、それでは、対学内的、対社会的責任をはたしえない。外部からも理解できるような(望むらくは)定量的な指標を設定し、目標を具体的に表現することによって達成の度合いを理解できるようにすることが説明を容易にする。もちろん「定量的」な指標以外が許容されないわけではない。特定のサービスのあるなしとか、特定のサービス対象への配慮のあるなしはおそらく定量化する意味はない。

3. 「外部性」が必要。すでに多くの図書館で行なわれているように、学生を含む外部評価者による検証を行なう必要がある。これは、「アンケートをとる」ということとは区別されなければならない。